（支援業務規程の記載事項）

第三十四条　法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　支援業務を行う時間及び休日に関する事項

二　支援業務を行う事務所に関する事項

三　支援業務の実施の方法に関する事項

四　交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項

五　交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項

六　支援機関の役員の選任及び解任に関する事項

七　支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

八　支援業務に関する秘密の保持に関する事項

九　支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十　その他支援業務の実施に関し必要な事項

（支援業務規程の認可の申請）

第三十五条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業計画等の認可申請）

第三十六条　法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第三十七条　法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称

二　交付金の交付申請の年月日

三　交付金の額